「駅西地区東海駅前広場再整備及び自転車レーン整備計画について」説明資料

1.　付議事業名　　駅西地区東海駅前広場再整備及び自転車レーン整備計画について

2-1.　第 5 次総合計画の位置付け

（1）分野別将来像：　6 みどりとまちの共生を礎として調和のとれた暮らしやすいまち（まちづくり基盤分野）

（2）政　　策：6-2 田園環境の良さを活かすとともに、美しく魅力ある都市環境を形成します

6-3 地域を快適につなぐ環境を形成します

6-4 それぞれの地域の特性に合った環境を形成します

（3）施　　策：6-2-2 魅力ある市街地の形成を進めます

6-3-2 自転車等の使いやすい環境の整備を進めます

6-4-3 公共・公益施設のバリアフリー化を進めます

2-2.　第 5 次総合計画後期基本計画の位置付け

（1）分野別将来像：6　みんなが快適に暮らすまち

（2）政　　策：6-2 暮らしを支える社会基盤の整ったまちをつくる

（3）施　　策：6-2-1 住みよい住環境を形成する

6-2-2 安全で快適な道路の整備・維持管理を行う

3.実施主体　　区画整理課

4.事業予定期間　　平成 29 年度から平成 30 年度まで（2 年間）

5.対象　　駅周辺住民、駅利用者、国体関係者

6. 現状と課題

昭和 48 年 1 月に区画整理事業として都市計画決定されてから 42 年が経過し、東海駅西駅前広場を取り巻く様々な環境の変化があることから、改めて駅前広場に係る交通需要や機能について見直したところ、以下のような課題を解決する必要が生じた。

〇駅前広場としての機能と役割の低下

・交通空間：通過交通の進入による危険な現状、送迎車の無秩序駐車による広場内渋滞

・環境空間：活動拠点である駅前に人が足を止めるための交流場所が無い

〇駅前広場施設の安全性の低下

・屋根、照明灯、看板、舗装等の耐用年数が超過して老朽化している。また耐震性などに対し危険性が懸念される。

〇駅前広場周辺の集客力や魅力の低下

・村の顔である駅前にもかかわらず、商店街沿いの空き店舗の増加が顕著であり、人の通りも少なく賑わいが感じられない。

・東海十二景や社寺、里山等が個々に点在し、人と歴史・文化・自然がつながる整備が行われず、地域資源が生かされていない。

以上の現状と課題により、地域交通の利便性と地域の安全性の向上及び健全な市街地の発展に寄与するため、駅前広場とその周辺道路の再整備を行うことが望ましいとの判断に至った。

7. 目的と効果

（1）目的

〇駅前広場としての機能と役割の向上

・交通空間：車両の円滑な移動と歩行者の安全性と利便性の向上を図る。

・環境空間：東海村の玄関口としての賑わいや憩いの場を形成し、かつ来訪者を迎えるおもてなしに配慮した空間を創り出す。

〇駅前広場施設の安全性の向上

・屋根、照明灯、看板、舗装等の入れ替えを行い、利用者の安全性を確保する。

〇駅前広場を中心とする拠点を形成

・活動拠点を駅前広場周辺に集約させ、賑わいのある中心拠点を形成する。

（2）効果

【駅前広場】

＊交通空間

・通過交通を分離し、広場内の交通量を減らすことで安全性が向上する。

・一般車駐車場を広場の外に移設することで、送迎時の無秩序駐車が減少する。

・障がい者乗降場を駅舎付近に新設し、また、歩道と車道の段差を解消（セミフラット）することでバリアフリー構造にする。

・駅舎出入り口から全ての乗降場まで屋根を繋げるため利便性が向上する。

＊環境空間

・くつろぎたくなるベンチやテーブル等を配置し、憩いの空間を確保することで人の滞留を促し、活性化への寄与が期待できる。

・分かり易い案内看板を適所に配置することで初めて訪れる人にも暖かい出迎えができる。

＊駅前広場施設

・安全性の向上に加え、素材で環境に配慮したり、維持管理し易いものを選定することで維持費を低減できる。

【駅西大通り】

・歩道の拡幅や自転車専用通行帯の整備によって、人と自転車の安全を確保できる。（道路交通法一部改正 H25.12.1 施行）

・駅西口を起点とし笠松運動公園までの区間に自転車専用通行帯を設けることで、国体を契機とした自転車利用増加が期待できる。

・歩道と車道の段差を解消（セミフラット）し、また、歩道がガタつかず滑らない舗装を行うことで老若男女に配慮した道作りができる。

8. 事業内容

別紙図面のとおり